



平成 22 年 2 月 4 日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」（第 19 回） 議事概要について

1. 専門調査会の概要

日 時：平成 22 年 1 月 29 日（金） 15：00～16：40

場 所：全国都市会館

出席者：秋草座長、河田副座長、秋本、梅崎、木津、小室、志方、島田、杉田、田中（淳）、
田中（里）、田村、松田、宮村、虫明、森地、山口各専門委員
大島内閣府副大臣、大森政策統括官、長谷川審議官、中島参事官、田尻参事官、
山崎参事官、青木参事官、越智参事官 他

2. 議事概要

大規模水害対策に関する専門調査会報告（案）について事務局より説明を行い、各委員にご議論を頂いた。

各委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 報告書の内容が一目で分かるように、記載の順番や内容を工夫してもらいたい。
- 報告書は、大規模水害に対する緊迫感や危機感を感じ取ることができ、インパクトを与えるような書き方を工夫すべき。
- 大勢の避難者を受入れるために、トイレを通常の 3 倍くらいに拡充できるような対応を想定する、水回りを増設できるようにする、非常用の水タンクを整備しておくなど、大規模水害時に避難所として活用される学校の整備についても記載した方が良い。
- 緊急避難に利用可能な施設として、文化施設という表現は美術館のような施設をイメージするので、表現を工夫した方が良い。
- 美術館や博物館は、貴重な美術品等を展示・保管する場所なので、新規に計画する場合は、より浸水に対する安全性の高いところに計画すべきであることを盛り込んだ方が良い。
- もう少し具体的な対策の方向を示した方が良い。例えば、大規模水害の時でも基幹高速道路の交通は確保すると言い切っても良いと思う。
- 「堤防開削」は法律に抵触する行為であることから、適切な表現に変えた方が良い。
- 土地利用・住まい方のコントロールとあるが、建築基準法第 39 条で災害危険区域を指定し、建築の規制を条例で行うことができる。このような条例を作った自治体はあまり無いと聞いているが、今後は活用していくことを記載した方が良い。

- 土地利用の誘導について、市場メカニズムだけに頼るのではなく、市場メカニズムと規制との組み合わせを検討した方が良い。
- スーパー堤防は堤防強化で位置づけられていたが、避難所としての位置づけを持つことになれば、あるエリアで1箇所ずつ整備することが市町村にとって動機付けになる。
- 電力の災害対応として、氾濫・浸水が発生した場合は、それらの情報等を入手し、遠方からネットワークをあらかじめ切り替えて被害の範囲を狭める対応を行うので、被害想定に記載にあたっては留意が必要である。
- 利根川流域には外国人が居住しており、日本以外の国では災害時に小学校へ避難する計画は稀であるため、「地理に不案内な訪問者」に加えて、「災害対応に不慣れな外国人」に対しても分かりやすい表現で伝えていく必要がある。
- 地震時の帰宅困難者と同様に、水害についても昼間に発生すると大量の社員や顧客等が避難することになるので、避難計画は地方公共団体が策定するとなっているが、社員や顧客等の避難については、事業者と地方公共団体が連携して考える必要がある。
- 適時・的確な避難による被害軽減というのは、人的被害の軽減を示しているので修正した方が良い。
- 過去10年の水害による犠牲者は、高齢者、男性、屋外での被災というのが一般的だったが、去年は年齢、性別、屋内外の別についてまんべんなく発生している。このように被災対象者が変化しており、誰でも水害の被害を受ける危険性があることを記載しておく必要がある。
- 土地利用に関する規制を条例等で作る場合に守られない可能性もあることから、罰則規定等により拘束力を高めるなどの考慮が必要である。
- 既存の文化施設は内水氾濫への対策は実施しているが、利根川、荒川が溢れることを考えずに設置していると想定されるので、対策を見直す必要があるなどの注意喚起をしておく必要がある。
- 避難について基本方針の策定からシナリオの作成、計画の策定とあるが、細々と類型別にシナリオを作り、更に細分化して計画を策定するのは害あって益なしである。避難が必要となった段階で何を大事にするのかが重要であり、基本方針を明確にしておくことが最も大事である。
- 家を建て、その土地に住むこととなると様々な手続きが発生する。その行政的な手続きの中で水害対策の指導や助言を行う機会があるため、そのような機会での具体的な方策を考えていくべきである。
- あらかじめ協議会を作り、基本方針を検討し、国、地方公共団体等が連携して対応すれば、広域避難が簡単に出来るとの印象を受ける。広域避難を行うには、今までのやり方では大変困難な問題があることを理解して頂くような表現を入れておかないと、広域避難が簡単にできてしまうと誤解される。
- カトリーナ災害時、多くの方は友人・知人や親戚の家に避難をしている。避難誘導や避難場所など、行政が用意するという記述になっているが、自力で避難場所を設定し避難することの出来る人はそのようにして頂くなど、様々な手段で対応する必要がある。
- 備蓄などをあらかじめ準備するための財政的な問題は無視できない。実際に対策を進めるために、財政的な問題を何もしないままだと地方公共団体が協力しにくい。

- 降雨の情報提供の際に、過去の災害と比較して説明すると具体的で分かりやすく、関心を引く。同様に考えると、報告書についても住民などの関心を高めるために、具体的かつ分かりやすい副題を付けることが出来ないか。
- 報告書の内容についてメディアを通じて一般の人に伝えるため、メディアにも分かりやすいキャッチフレーズが別途必要である。
- 避難率を上げることを考えても、メディアにどのような映像をどう伝えて貰うのかという仕組みが必要である。その過程でメディアにも対策の当事者として考えてもらうことが大規模水害対策の取組みを大きな輪にしていくための手法なのではないかと思う。
- 今後、各項目を更に掘り下げた具体的な検討を進める必要がある。
- 避難者の受入れなど、地方公共団体間で助け合うことを念頭に置いた訓練に取り組む必要がある。
- 大規模な災害に関するイメージが案外少ないので、過去の災害の写真等を収集し、伝えていくなどの取組みを実施すべきである。

<本件問い合わせ先>
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 地震・火山・大規模水害対策担当参事官 越智 繁雄
 同企画官 岡村 次郎
 同参事官補佐 青野 正志
 TEL : 03-3501-5693（直通） FAX : 03-3501-5199